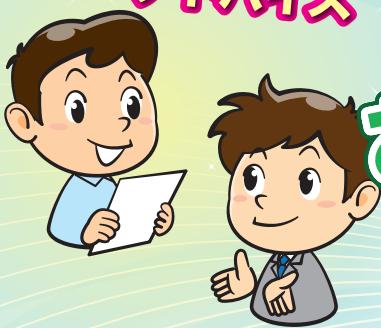


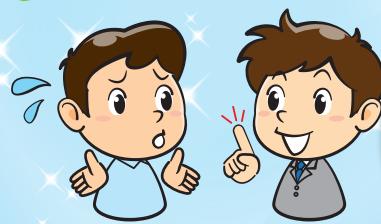
外国人採用を考えている人に!
効率的な面接方法を
アドバイス

日本人採用とは違う
独自の
面接方法を教えます

人材不足に お悩みの会社様へ



採用したけど、
すぐ辞めたり、金銭面で
うまくいかないとき!



国家資格者が
対応するから
他より安心



外国人社員が
現地にいるから
情報満載

外国人採用の
メリット。
デメリットは?



「特定技能外国人」を受け入れしませんか

登録支援機関(注)として国家資格者が応援いたします。

(注)特定技能所属機関(企業様)から契約により委託を受けて、特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者(根拠:出入国管理及び難民認定法第19条の23第1項)

大阪初 社労士の登録支援機関

ホーチミンから特定技能外国人を受入

それは5年前初めて雇用したベトナム人留学生から始まりました。

大阪ホーチミン社労士事務所本店では、2014年から外国人の採用を開始。従来の社労士事務所とは異なり、ベトナムのホーチミン市で、ベトナム労働法に精通した社員を採用し、現地で労務管理を行っています。

その後、ホーチミンでの5年に及ぶ実務経験と豊富なベトナム人脈により、2019年★月★日に、大阪出入国在留管理局の登録支援機関となりました。大阪府の社労士では登録第1号になります。

今後は、人材不足の中小企業へのベトナム人労働者のあっせんや
ミャンマーについても事務所開設を行っていきます。



「特定技能外国人」とは



2018年の臨時国会で在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019年4月1日から人手不足が深刻な産業分野において「特定技能外国人」労働者の受け入れが可能となりました。この在留資格「特定技能」に係る制度とは、下記分野に限り、一定の人数だけ、一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人を受け入れていく新制度です。

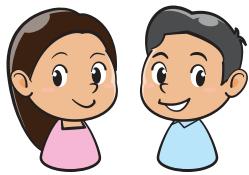
特定産業 14分野

- ①介護
- ②ビルクリーニング
- ③素形材産業
- ④産業機械製造業
- ⑤電気・電子情報関連産業
- ⑥建設
- ⑦造船・舶用工業
- ⑧自動車整備
- ⑨航空
- ⑩宿泊
- ⑪農業
- ⑫漁業
- ⑬飲食料品製造業
- ⑭外食業

【受入可能人数】2019年4月1日から5年間で最大345,150人

よくある質問

1 受け入れできる人数は何人までですか？



今のところ人数制限はありません
(職種には制限があります)

2 雇用期間終了後、母国に帰国しなければなりませんか？

実習生と
違い母国への
帰国義務は
ありません



(要件を満たせば延長が可能です)

3 特定実習生とどう違うのですか？

実習生は労働者ではなく、
あくまで研修生という立場です。
「特定技能外国人」は、労働者という立場です。



今すぐ外国人を採用したい 採用までの流れ

STEP 1

受け入れる国文化・習慣理解

どのように文化・習慣が違うか？ メリット・デメリットを知り自社に合っているか事前チェック。



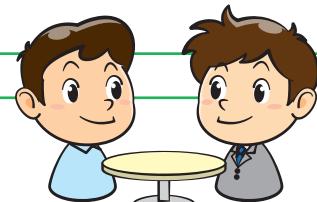
STEP 2

面接対策

定着しやすい人材を、効率よく探す方法をアドバイスいたします。

STEP 3

面接実施



STEP 4

定着ポイントは「採用3割、運用7割」

外国人と働く場合、定着するまで最低3年はかかります。定着するためのポイントをアドバイスいたします。